

平成26年10月3日

亀岡市議会議長 明田 昭 様

提出者 酒井安紀子

賛成者 吉田 千尋

動議案の提出について

別紙動議案を議決されたく、亀岡市議会会議規則第16条の規定により提出します。

平成26年9月定例会提出第10号議案平成25年度一般会計決算認定議案の
調査に関する動議案

1 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査を行うものとする。

- (1) 平成26年9月定例会提出第10号議案平成25年度一般会計決算認定議案に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第110条及び亀岡市議会委員会条例第5条の規定により委員13人で構成する「平成25年度一般会計決算認定議案に関する100条調査特別委員会」を設置して、平成26年9月定例会提出第10号議案をこれに再付託するものとする。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

4 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、50,000円以内とする。